

【資料】 国際海洋法裁判所「モーリシャス／ モルディブ海洋境界画定事件」(第28号事件) 先決的抗弁判決(1)

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」(モーリシャス／モルディブ) 国際海洋法裁判所特別裁判部先決的抗弁判決

判 決

- I. 序
- II. 両当事国の申立
- III. 事実の概要
- IV. 管轄権及び受理可能性についてのモルディブの先決的抗弁
- V. 第一の先決的抗弁：不可欠第三者 (以上、本号)
- VI. 第二の先決的抗弁：主権の問題
- VII. 第三の先決的抗弁：海洋法条約74条及び83条の要件
- VIII. 第四の先決的抗弁：紛争の存在
- IX. 第五の先決的抗弁：手続きの濫用
- X. 管轄権及び受理可能性に関する結論
- XI. 主文

Oxman 及び Schrijver 両特任裁判官の共同宣言

Oxman 特任裁判官の個別反対意見

はしがき

以下に訳出するのは、2021年1月28日に国際海洋法裁判所(ITLOS)の特別裁判部が言い渡した「インド洋におけるモーリシャスとモルディブの間の海洋境界画定に関する紛争」(モーリシャス／モルディブ)(第28号事件)の先決的抗弁に関する判決である。この裁判の本案は、その事件名が示すように、モーリシャスとモルディブの海洋境界画定が主題であるが、その背景はかなり複雑

である。

モーリシャスはその本島がマダガスカルの西に位置するアフリカの国であり、モルディブはインドに近いアジアの島国である。モーリシャス本島から約2,200km 離れ、モルディブから約517km 離れた場所にチャゴス群島 (Chagos Archipelago) がある (本判決56項)。モーリシャスは、このチャゴス群島が自国領土であると主張した。このチャゴス群島とモルディブの間の海洋境界画定が、この裁判の本案での主題ということである。モーリシャスがモルディブを被告として境界画定事件について提訴した2019年の時点も本先決的抗弁判決時も、また現在もなお、このチャゴス群島は、イギリスが主権を主張し現実に統治していた (本判決73項・76項)。その状況で、モーリシャスはチャゴス群島とモルディブの間の境界画定を請求する立場にあるのが問題となった。

モーリシャス本島とチャゴス群島は、ナポレオン戦争後の1814年以降1965年まで、イギリスが自国領土として統治していた。1965年にイギリスとモーリシャスの間で、モーリシャスの独立に関する交渉が行われた。イギリスは、チャゴス群島をモーリシャスから分離することを条件としてモーリシャスの独立を認め、モーリシャスは1968年に独立を果たした。チャゴス群島は、イギリスの統治下に置かれたままとなった (本判決57～59項)。モーリシャスは、当時からチャゴス群島に対する主権を主張し、イギリスにその返還を求め続けた。なお、イギリスは、この独立交渉の際に一方的に約束をしていた (ランカスターハウス約束)。その約束には、チャゴス群島領海におけるモーリシャスの漁獲の権利を保証する、防衛目的の必要がなくなったらモーリシャスにチャゴス群島を返還する、チャゴス群島近海で発見されるすべての鉱物と石油の利益をモーリシャスのために保全する、などが含まれていた (本判決137項、139項ほか)。

2010年頃以降、チャゴス群島に関して3つの動きが見られた。1つは、モルディブによる大陸棚限界委員会 (CLCS) への大陸棚延長要請である。2001年以降、モーリシャスはモルディブに対しチャゴス群島周辺海域での大陸棚境界画定交渉を求めたが、モルディブは、モーリシャスはチャゴス群島に対し管轄権を行

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」(第28号事件)先決的抗弁判決(1) 使していないとして、交渉を拒否した。そして、2010年に、モルディブは大陸棚限界委員会に大陸棚延長の要請を行った(本判決65項)。

第二に、イギリスによるチャゴス群島周辺海域での海洋保護区設定の動きである。イギリスは、2010年にチャゴス群島周辺に海洋保護区(marine protected area)を設定することを宣言した(本判決64項)。モーリシャスは、海洋法条約附属書Ⅶ仲裁裁判所に、イギリスは沿岸国でないからチャゴス群島周辺に海洋保護区を設定する権利を持たないなどを主張して、イギリスを被告として提訴した。仲裁裁判所は、2015年3月18日に仲裁判断を言い渡した(本判決69項、「チャゴス海洋保護区事件仲裁判断」)。仲裁裁判所は、上述のランカスターハウス約束が法的拘束力を有することも、認めた(本判決137項)。

第三に、国連総会がモーリシャスの非植民地化に関して具体的な行動に取り掛かったことである。2017年に国連総会が、国際司法裁判所(ICJ)に、モーリシャスの非植民地化の過程は1968年にモーリシャスが独立した時に完了したかどうかなどについて勧告的意見を要請した(本判決70項)。ICJは、2019年2月25日に勧告的意見を言い渡した(本判決71項、「チャゴス事件勧告的意見」)。国連総会は、このICJ勧告的意見を受けて、同年5月22日に決議73／295を採択して、イギリスに対し6ヵ月以内に無条件でチャゴス群島から撤退するよう要求したのである(本判決74項)。

このように、本件事件の提訴があった時点で、チャゴス群島に関して、2つの国際裁判所の判断が示され、またイギリスにチャゴス群島からの撤退を要求する国連総会決議が採択されていた。ITLOS特別裁判部への本件事件の付託は2019年9月であったが、同年12月に、モルディブは、チャゴス群島を統治しているイギリスがこの裁判に参加していない、イギリスがチャゴス群島の主権者でありモーリシャスは沿岸国でない、などを理由として、先決的抗弁を提起した。本資料は、この先決的抗弁判決を訳したものである。

モーリシャスは、当初2019年6月にモルディブを被告として附属書Ⅶ仲裁裁判所に提訴し、後にモルディブと合意して同年9月にITLOSの特別裁判部に事件を付託したが、いずれの時点でもチャゴス群島はイギリスが主権者と称し

て現実に統治を続けており、モルディブがモーリシャスはモルディブと境界画定をする立場にないと主張するのも、理解できる。上記2つの国際裁判所の判断と国連総会決議73/295をどう理解すべきかが、この先決的抗弁の裁判で激しく争われた。以上が、この裁判の背景である。最終的に、特別裁判部はモルディブの主張を退け、管轄権と受理可能性を認めた。

本件事件の裁判手続に関して、若干説明しておきたい。まず特別裁判部(Special Chamber)は、国際海洋法裁判所規程(ITLOS規程)15条2項に基づき紛争当事者の要請により設置されるもので、本件裁判は3件目の例である。本件裁判では、両国の合意により7人のITLOS裁判官(日本人裁判官である柳井俊二を含む。)が指名され、両国が選定した特任裁判官2人を含めた9人で、特別裁判部が構成された。先決的抗弁の裁判は、本件裁判で2件目である。海洋境界画定の裁判は、本件裁判で3件目である。ITLOSは、1996年10月の発足以来、多くの裁判上の経験を積み重ねていることが、このことから分かる。なお、本件事件の提訴直後に、COVID-19のパンデミックが世界中を襲い、当然ながら、本件裁判の進行に大きな影響を与えた。口頭弁論は、対面とリモートのハイブリッドで行うこととなった。モルディブが選定した特任裁判官がリモートで出席することとなったが、モルディブ側がモーリシャスが選定した裁判官もリモートで参加すべきであると主張するなど、やや異例の展開があった。この文脈で裁判官平等の原則の在り方が問われたことも、興味深い(本判決29~34項)。

この先決的抗弁判決に対し、両国が選定した2人の特任裁判による共同宣言が付され、またモルディブが選定したOxman特任裁判官の反対意見が付された。これらも訳出した。適宜参考にしてもらいたい。

なお、本案判決は、2023年4月28日に言い渡された。判決主文は全員一致で採択されている。その言い渡しに当たっては、裁判官9人全員が法廷に出席した。記者はこれを法廷内で傍聴する機会を得た。いずれこの判決も訳出する予定である。

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」(第28号事件)先決的抗弁判決(1)

【翻訳】「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」(モーリシャス／モルディブ)国際海洋法裁判所特別裁判部先決的抗弁判決

インド洋におけるモーリシャスとモルディブの間の海洋境界画定に関する紛争
(モーリシャス／モルディブ)

先決的抗弁

判 決

目 次¹⁾

I. 序	1～52項
II. 両当事国の申立	53～55項
III. 事実の概要	56～77項
IV. 管轄権及び受理可能性についてのモルディブの先決的抗弁	78～80項
V. 第一の先決的抗弁：不可欠当事者	81～100項
VI. 第二の先決的抗弁：主権の問題	101～251項
A. 特別裁判部の管轄権の範囲と本件紛争の性質	103～115項
B. チャゴス群島の法的地位	116～246項
1. チャゴス海洋保護区事件における仲裁判断	120～139項
2. 1965年のモーリシャスからのチャゴス群島の分離の 法的帰結事件に関する勧告的意見	140～215項
(a) ICJに提出された質問とチャゴス事件勧告的意見の 範囲と内容	144～175項
(b) チャゴス事件勧告的意見の帰結	176～192項
(c) チャゴス事件勧告的意見の法的効果	193～206項
(d) チャゴス海洋保護区事件仲裁判断とチャゴス事件	

1) 訳者注：144項以下の(a)～(d)の記号は原文にないが、分かりやすいように訳者が付した。

勧告的意見の関係	207～215項
3. 国連総会決議73/295	216～230項
4. 主権紛争の現在の地位	231～245項
5. 主要な認定の要約	246項
C. 第一と第二の先決的抗弁についての特別裁判部の結論	247～251項
1. 第一の先決的抗弁について	247～248項
2. 第二の先決的抗弁について	249～251項
VII. 第三の先決的抗弁：海洋法条約74条と83条の要件	221～315項
A. 海洋法条約74条と83条の解釈	253～275項
B. 海洋法条約74条と83条の適用	276～293項
VIII. 第四の先決的抗弁：紛争の存在	294～336項
IX. 第五の先決的抗弁：手続きの濫用	337～350項
X. 管轄権及び受理可能性に関する結論	351～353項
XI. 主文	354項

臨席者：PAIK 裁判官・特別裁判部長、JESUS、PAWLAK、YANAI、
BOUGUETAIA、HEIDAR、CHADHA 各裁判官；OXMAN、
SCHRIJVER 各特任裁判官；HINRICHS OYARCE 書記

下記の者により代表されるモーリシャスと下記の者により代表される
モルディブの間のインド洋におけるモーリシャスとモルディブの間の
海洋境界画定に関する紛争において

モーリシャス代表団

(以下14名の氏名と職責を省略)

モルディブ代表団

(以下11名の氏名と職責を省略)

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（1）

上記の裁判官により構成される特別裁判部は、
裁判官評議の結果、
次のとおり判決を言い渡す。

I. 序

1. 2019年8月23日付の書簡で、モーリシャス共和国（以下「モーリシャス」とする。）の司法長官は、国際海洋法裁判所（ITLOS）の所長に対し、国連海洋法条約（以下「海洋法条約」または「条約」とする。）の附属書Ⅶに基づき、2019年6月18日にモルディブ共和国に対する仲裁裁判手続を開始したことを、通知した。その書簡には、2019年6月18日付の通告書並びに請求及びその根拠（以下「請求通告書」とする。）が添付されており、これにより「モーリシャスとモルディブの間の海洋境界に関する紛争」について条約附属書Ⅶに基づきモルディブに対し仲裁裁判手続が開始された。
2. 2019年9月17日にハンブルグで国際海洋法裁判所長がモーリシャスとモルディブの代表と協議を行い、その結果、2019年9月24日に両国との間で特別協定が締結され、この協定に基づき、インド洋における両国間の海洋境界画定に関する紛争が、国際海洋法裁判所規程（以下「ITLOS 規程」とする。）15条2項に基づき設置される国際海洋法裁判所特別裁判部に付託された。
3. 2019年9月24日付のモーリシャスとモルディブの間の特別協定及び通告書（以下「特別協定」とする²⁾。）の関連部分は、以下である。

「特別協定及び通告書

1. 国際海洋法裁判所（以下「ITLOS」とする。）規程第15条第2項の定めるところに従い、モーリシャス共和国とモルディブ共和国は、インド洋における両国間の海洋境界画定に関する紛争を ITLOS の特別裁判部
- 2) 訳者注：ここでは特別協定と通告書を合わせて「特別協定」と称することとしているが、判決文では前者の意味での特別協定と両者を合わせた意味での特別協定が混用されていて、必ずしも区別できない。ここでは、原語通りに訳した。

に付託することに合意したことを、ここに記録する。この合意は2019年9月24日に達せられ、その条件は合意された協議議事録(2019年9月17日)に反映されている。この協議議事録を、ここに添付する。

2. モーリシャス共和国とモルディブ共和国は、また、その特別裁判部は下記の9人により構成されることに合意したことを、記録する。

Jin-Hyun Paik 裁判官：裁判部長

José Luis Jesus 裁判官

Jean-Pierre Cot 裁判官

Shunji Yanai 裁判官

Boualem Bouguetaia 裁判官

Tomas Heidar 裁判官

Neeru Chadha 裁判官³⁾

Bernard Oxman 氏：特任裁判官(モルディブ共和国)

モーリシャスが選定する特任裁判官

3. 両当事国が署名したこの協定と通告書の電子的写しの ITLOS 書記局による受理は、ITLOS 規則第55条が定める通告を構成するものとする。ITLOS 書記局がこの電子的写しを受理した日が、ITLOS での裁判手続の開始日を構成する。特別協定と通告書の原本は、直ちに ITLOS に提出されるものとする。」
4. 2019年9月17日にモーリシャスとモルディブの間で合意され本件特別協定に付された協議議事録のうち関連のある部分は、次のように記している。

[3. 両当事国は、協議において、インド洋におけるモーリシャスとモルディブの間の海洋境界画定に関する紛争についてモーリシャスが開始した仲裁裁判手続を、ITLOS 規程第15条第2項に基づき設置される ITLOS 特別裁判部に移付する (transfer) ことに合意した。両当事国は、ITLOS

- 3) 訳者注：Paik 裁判長(韓国)、Jesus 裁判官(カーボベルデ)、Cot 裁判官(フランス)、Yanai 裁判官(日本)、Bouruetaia 裁判官(アルジェリア)、Heidar 裁判官(アイスランド)、Chadha 裁判官(インド)、である。後述するように Cot 裁判官が辞任したため、Pawlak 裁判官(ポーランド)に替わった。

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（1）

での裁判手続の開始日は、両当事国が署名した特別協定及び通告書の電子的写しを ITLOS 書記局が受理した日とすることに、合意した（特別協定及び通告書3項を見よ）。ITLOS 特別裁判部の裁判手続は、ITLOS 規程及び ITLOS 規則の規定により規律される。

4. 両当事国は、ITLOS 規程第15条第2項に基づき設置される特別裁判部は9人の裁判官で構成されることに、合意した。うち2人は、ITLOS 規程第17条に基づき両国が選定する特任裁判官とする。この特別裁判部の構成は、両当事国の承認を得て、ITLOS が決定する。これに関して、両当事国は下記の名前について合意した。

Jin-Hyun Paik 裁判官：裁判部長

José Luis Jesus 裁判官

Jean-Pierre Cot 裁判官

Shunji Yanai 裁判官

Boualem Bouguetaia 裁判官

Tomas Heidar 裁判官

Neeru Chadha 裁判官

モーリシャスはまだその特任裁判官を選定していないが、適当な時にその指名を行う予定である。モルディブは、Bernard Oxman 氏を特任裁判官に選定した。」

5. 2019年9月24日に、裁判所書記局はこの特別協定の電子的写しを受理した。この特別協定3項に基づき、両当事国が署名した特別協定の電子的写しの書記局による受理が、国際海洋法裁判所規則（以下「ITLOS 規則」とする。）55条の定める通告を構成する。

6. この特別協定が定めるように、モーリシャス政府は、司法長官である Dheerendra Kumar Dabee 氏（G.O.S.K., S.C.⁴⁾）をモーリシャスの代理人に

4) 訳者注：“G.O.S.K”は、モーリシャスの勲章制度の階級の1つで、“Grand Officer of the Order of the Star and Key of the Indian Ocean”（「インド洋の星と鍵の騎士団のグランドオフィサー」）の略称である。“S.C.”は、“Senior Counsel”の略称と思われる。

任命し、モルディブ政府は法務大臣である Ibrahim Riffath 氏をモルディブの代理人に任命した。

7. 2019年9月27日付の命令で、国際海洋法裁判所は、モーリシャスとモルディブの要請に応じて、インド洋における両国の海洋境界画定に関する紛争を審理するため9裁判官による特別裁判部（以下「特別裁判部」とする。）を設置することを決定し、両当事国の承認を得て、当特別裁判部の構成を以下とすることを決定した。

裁判部長	Paik
裁判官	Jesus
	Cot
	Yanai
	Bouguetaia
	Heidar
	Chadha
特任裁判官	Oxman

モーリシャスが選定する特任裁判官

8. 海洋法裁判所は、この命令において、モルディブが Bernard Oxman 氏を当特別裁判部の特任裁判官として選定したことをこの特別協定で裁判所に通知したこと、及び、Oxman 氏の特任裁判官としての選定について裁判所から異議が出されなかったことを、記した。裁判所はまた、モーリシャスがこの特別協定で特任裁判官を選定する予定であることを裁判所に通知したことを、記した。

9. 同日に、裁判所書記は、2019年9月27日の命令の写しを、両当事国に送付した。

10. 本件事件は、第28号事件として総件名簿に記載された。

11. 2019年9月27日付の書簡で、裁判所書記は、1997年12月18日の国連—国際海洋法裁判所協力関係協定（以下「国連協力関係協定」とする。）に基づき、国連事務総長に対し本件請求訴状を通知した。同日の口上書で、裁判所書記はまた、ITLOS 規程24条3項に基づき、海洋法条約締約国に対し本件裁判手続

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（1）

の開始を通報した。

12. 2019年10月8日に、当特別裁判部長は、ITLOS 規則45条に基づき、両当事国の代表と、本件裁判に関する手続問題について両国の意向を確認するため、電話で協議を行った。

13. 2019年10月9日付の書簡で、モーリシャス代理人は、本件裁判の特任裁判官として Nicolaas Schrijver 氏を選定したことを、裁判所書記に通知した。同日に、裁判所書記は、モルディブにその書簡の写しを送付した。Schrijver 氏の特任裁判官としての選定についてモルディブから異議が出されず、当特別裁判部からも異議が出されなかった。そのため、2019年11月4日付の両国宛てのそれぞれの書簡で、裁判所書記は、ITLOS 規則19条3項に基づき、Schrijver 氏が ITLOS 規則9条に基づき要請される厳粛な宣言を行った後に特任裁判官として本件裁判手続に参加することが認められることになることを、通知した。

14. 両当事国の意向を確認した後、当特別裁判部長は、2019年10月10日付の命令で、ITLOS 規則59条及び61条に基づき、本件裁判の訴答書面の提出の期限を、次のように定めた。

モーリシャス申述書：2020年4月9日

モルディブ答弁書：2020年10月9日

2019年10月10日に、裁判所書記は、両当事国に対しこの命令の写しを送付した。

15. モルディブは、ITLOS 規則97条1項の定める期限内である2019年12月18日に受理された裁判所書記宛ての連絡文書において、当特別裁判部の管轄権とモーリシャスの請求の受理可能性について、「国連海洋法条約294条と ITLOS 規則97条」に基づく書面による先決的抗弁（以下「先決的抗弁書」とする。）を当特別裁判部に提出した。この先決的抗弁書は、同日にモーリシャスに通知された。

16. 裁判所書記局が本件先決的抗弁書を受理したので、ITLOS 規則97条3項の定めるところに従い、2019年12月19日付の当特別裁判部長命令に記された通り、本案の裁判手続が停止された。

17. この特別裁判部長命令において、当特別裁判部長は、モルディブが提出した先決的抗弁書に関してモーリシャスが書面による意見 (observation) と申立て (submissions) を提出する期限を2020年2月17日と定め、また、モルディブがこれに反論するため書面による意見及び申立てを提出する期限を2020年4月17日と定めた。2019年12月19日に、裁判所書記は両当事国にこの命令の写しを送付した。

18. 2019年12月18日付の書簡で、裁判所書記は、前述の国連協力関係協定に基づき、本件裁判においてモルディブが提出した先決的抗弁書を国連事務総長に通知した。同日の口上書で、裁判所書記はまた、この先決的抗弁書を海洋法条約締約国に通報した。

19. 2020年2月4日に、当特別裁判部長は、ITLOS 規則45条に基づき、両当事国の代表と、先決的抗弁に関する手続問題について両国の意向を確認するため、電話で協議を行った。この協議において、両国は弁論を2020年6月24日～27日に行うことに合意した。

20. 2020年2月17日に、モーリシャスは先決的抗弁に関する書面による意見及び申立て (以下「モーリシャス意見書 (the Observations)」とする。) を提出し、同日にその写しがモルディブに送付された。

21. 2020年4月15日に、モルディブは反論のための書面による意見及び申立て (以下「モルディブ反論書 (the Reply)」とする。) を提出し、同日にその写しがモーリシャスに送付された。

22. 2020年5月7日付の両国宛でのそれぞれの連絡文書で、裁判所書記は、コロナ禍状況 (旅行制限と安全考慮を含む。) に鑑み、従前に合意された日程での弁論開催の実行可能性について、両国の考えを求めた。

23. モルディブは2020年5月8日付の連絡で、モーリシャスは2020年5月13日付の連絡で、弁論を2020年10月12日に始まる週に行うことで両国が合意したことを、表明した。

24. 両国の意向を確認したので、当特別裁判部長は、2020年5月19日付の命令で、口頭手続の開始日を2020年10月13日と定めた。同日に、裁判所書記は

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」(第28号事件) 先決的抗弁判決 (1)

その命令の写しを両国に送付した。

25. 2020年7月28日付の両国宛てのそれぞれの書簡で、裁判所書記は、コロナ禍が継続していること、及び、対面での弁論の実施が健康面と安全面での懸念及び旅行と国境での制限のため困難であることに触れて、両国に対し、当特別裁判部長が予定通りの日程でハイブリッド方式で弁論を行うことを検討していることを、通知した。書記は、ハイブリッド方式での弁論とは、当特別裁判部裁判官と両当事国代表による対面での参加とバーチャルでの参加の両方で構成される方式である、と記した。

26. モルディブは2020年8月4日付書簡で、モーリシャスは2020年8月6日付書簡で、弁論をハイブリッド方式で行うことについて了承することを、表明した。2020年8月7日に、裁判所書記は、それぞれの書簡の写しを他方の当事国に送付した。

27. 両国の意向を確認したので、当特別裁判部長は弁論をハイブリッド方式で行うことを決定し、裁判所書記は2020年8月13日付の両国宛てのそれぞれの書簡でそのことを通知した。2020年8月19日に、書記は、両国に対し電話で、特別裁判部の裁判官（特任裁判官を含む。）は弁論に対面でまたはリモートで参加する意向であることを、通知した。

28. 2020年8月26日付の書簡で、裁判所書記は、両当事国に対し、Cot 裁判官が、2020年8月26日付の当特別裁判部長宛ての書簡で、特別裁判部裁判官の辞任を申し出て同日にこれが効力を有し⁵⁾、したがって特別裁判部に空席が生じたこと、を通知した。書記はまた、両当事国に対し、特別裁判部長が、特別裁判部の構成についての両国の意向の確認を希望していることを、通知した。書面での協議を経て、両当事国は、Pawlak 裁判官が Cot 裁判官の辞任に伴う

5) 訳者注：Cot 裁判官は、2002年10月1日から ITLOS の裁判官の任に就き、2期18年勤めた後2020年9月30日に任期満了の予定であった（同年8月実施の裁判所選挙の候補者ではなかった）。ITLOS 裁判官としての任期満了の直前に、特別裁判部裁判官を辞任したことになる。この事件の本案判決は2023年4月28日であったから、もし Cot 裁判官が辞任しなければ、ITLOS 裁判官の任期後更に2年半の間この事件の裁判官を担当したことになる。

空席を埋めることに、合意した。

29. 2020年8月26日付の書簡で、モルディブは、前述27項で言及した通知に関して、2人の特任裁判官が本件裁判手続に「異なる方法で」参加することに、懸念を表明した。モルディブは、「これは裁判手続の公平性を損なう恐れがある」とし、また、「両当事国がそれぞれ選定した裁判官が、同じ条件で弁論と評議に参加することが、他の国際裁判所での実行に合致する」、と述べた。その理由で、モルディブは、「もし Oxman 特任裁判官がリモートで弁論に参加するのなら、Schrijver 特任裁判官もリモートで参加するよう求められるべきである」、と要請した。2020年8月27日に、この書簡の写しが書記によりモーリシャスに送付された。

30. 2020年8月31日付書簡で、モーリシャスはモルディブの要請に反対した。モーリシャスの見解によると、モルディブのこの提案は、「特別裁判部の1人(または2人)の裁判官を他の裁判官と異なる扱いをすることを意味しており、これは特任裁判官は他の裁判官と『完全に平等』であるという条件に合致しない」、という。モーリシャスは、ITLOS 規程17条と ITLOS 規則8条を根拠として、「ITLOS 規程と ITLOS 規則は、特別裁判部の裁判官の扱いを区別することを定めていない」、と述べた。モーリシャスはまた、「モルディブの提案を支持するような先例を知らない」、と述べた。更にまた、モーリシャスは、モルディブは「もっと早い段階で、つまりハイブリッド方式での弁論の問題が最初に提起され両当事国の意向が求められたときに、この問題を提起することができたはずだ」が、「モルディブはそうしなかった」、と主張した。同日に、この書簡の写しが書記によりモルディブに送付された。

31. 2020年9月1日に、当特別裁判部長は、両当事国の代表と電話で協議を行い、口頭弁論の進め方について両国の意向を確認した。

32. 2020年9月3日付の書簡で、モルディブは再度、本件裁判手続への特任裁判官の参加の問題について言及した。同国は、「通知を受け取ってから2日以内に裁判所書記に懸念を伝えた」こと、及び、「不合理な遅れは全くない」、と主張した。モルディブはまた、その書簡で、要請したのは2020年8月26日であ

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（1）

ることを、繰り返した。2020年9月3日に、この書簡の写しが書記によりモーリシャスに送付された。

33. 2020年9月4日付書簡で、モーリシャスが反論した。同日に、その写しが書記によりモルディブに送付された。モーリシャスは、この書簡において、従前に主張したことに触れて、特に、「すべての裁判官は平等であること」及び「特任裁判官は正規の裁判官と扱いが異なること」、を述べた。

34. 2020年9月8日付の書簡で、当特別裁判部長は、特別裁判部の弁論と裁判官会合への特任裁判官の参加について、ITLOS 規程45条に基づき、「現在のパンデミックの状況に鑑み、両当事国はハイブリッド方式で弁論を行うことに同意した。この弁論において、特別裁判部裁判官は、対面での参加もリモートでの参加も、認められている」、と述べた。特別裁判部長は、「このような方式は、参加のこの2つの方法に違いがないことを前提としている」とし、「この逆の主張は、ハイブリッド方式での弁論という基本的な考えに反する」、と述べた。特別裁判部長はまた、ITLOS 規程17条6項及びITLOS 規則8条1項に基づき、「特任裁判官は、他の裁判官と『完全に平等な条件で』裁判に参加する」のであり、「ITLOS 規程からも ITLOS 規則からも、特任裁判官の扱いを異なるものとする理由はない」、と述べた。特別裁判部長は、「自身が対面に参加するリモートで参加するかを決めるのは、特任裁判官を含む当特別裁判部の各裁判官である」とし、「これに関する各裁判官の判断は完全に尊重される」、と述べた。特別裁判部長はまた、「各裁判官は、その参加の方法に関係なく当特別裁判部の裁判手続に完全に参加する平等な機会が与えられる」ことを、両当事国に約束した⁶⁾。

35. 2020年9月15日付の命令で、国際海洋法裁判所は、両当事国の承認を得て、Pawlak 裁判官が Cot 裁判官の辞任による空席を埋めること、及び、その結果本件裁判を行うために設置された当特別裁判部の構成が次のものとなることを、

6) 訳者注：結局、口頭手続には、モルディブが選定した Oxman 特任裁判官はリモートで出席し、モーリシャスが選定した Schrijver 特任裁判官は対面で出席した。ここの判断に対し、両特任裁判官からその共同宣言で謝意が示されている。

決定した。

裁判部長	Paik
裁判官	Jesus
	Pawlak
	Yanai
	Bouguetaia
	Heidar
	Chadha
特任裁判官	Oxman
	Schrijver

36. 2020年9月15日に、裁判所書記は、この命令の写しを各当事国に送付した。
37. 2020年10月7日に裁判所書記局が受理した2020年10月6日付の当特別裁判部長宛て書簡で、モーリシャス首相は、当特別裁判部に対し、駐ニューヨーク・モーリシャス国連大使兼常駐代表である Jagdish Dharamchand Koonjul 氏をモーリシャスの共同代理人に任命したことを、通知した。
38. 2020年10月9日にモルディブ代理人とモーリシャス代理人が、口頭手続の開始に先立ち、「国際海洋法裁判所における裁判の準備及び弁論の仕方に関する指針」の14項が要求する情報を、裁判所書記局に提出した。
39. 2020年10月12日に開かれた公開廷において、Oxman 氏と Schrijver 氏がそれぞれ、ITLOS 規則9条に基づき要請される厳粛な宣言を行った。
40. 2020年10月12日に、当特別裁判部は、ITLOS 規則68条に従い、口頭手続の開始に先立ち、ハイブリッド方式で冒頭評議を行った。
41. 2020年10月12日に、当特別裁判部長は、裁判所施設で両当事国の代表と協議を行い、口頭弁論の進め方について両当事国の意向を確認した。
42. 2020年10月13日から19日までの間、当特別裁判部はハイブリッド方式で4回の公開廷を開催した。これらの公開廷において、特別裁判部は下記の者の弁論を聴取した。

モルディブのために：(訳者注：7名の氏名と職責を省略)

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（1）

モーリシャスのために：（訳者注：4名の氏名と職責を省略）

43. 弁論の際に、両当事国は、いくつかの陳述用資料（地図と裁判書類の一部抜粋を含む。）をスクリーンに投影した。

44. 弁論は、ウェブキャストとしてインターネットで公開された。

45. ITLOS 規則67条2項の定めるところに従い、訴答書面とその附属書類の写しが、口頭手続の開始の際に公開された。

46. ITLOS 規則86条1項の定めるところに従い、各公開廷の逐語記録が、その弁論の際に使用された裁判所公用語で裁判所書記局により作成された。同規則86条4項の定めるところに従い、この逐語記録の写しが、本件裁判に臨席した裁判官と両当事国に回覧された。この逐語記録は、また、電子的な形式で公開された。

47. 2020年10月15日付の両当事国宛てのそれぞれの書簡で、裁判所書記は、ITLOS 規則76条に基づき、当特別裁判部が特に取り上げてもらいたい質問の一覧を、両国に通知した。その質問は、以下である。

「1. 海洋境界画定及び大陸棚延長の要請⁷⁾ に関して2010年10月21日に開催された第1回会合の際の両当事国間の法的検討項目 (legal considerations)、及び、2011年3月12日の両国の共同コミュニケで「両国間で重複するチャゴス群島周辺の大陸棚延長部分について二国間で調整した」ことに合意した際の両当事国の法的検討項目は、何か。

2. 国際司法裁判所の2019年2月25日の勧告的意見によると、『すべての国連加盟国は、モーリシャスの非植民地化を完了させるため、国連と協力する義務を負う』⁸⁾。この義務は、この勧告的意見180項で詳しく説明されている。この義務は、本件事件に関連するか。もし関連するとき、どのように関連するか。

3. 境界画定が先決的抗弁で示された理由で延期された場合、海洋法条約

7) 訳者注：この「要請 (submission)」の訳語について、佐古田彰「【資料】国際海洋法裁判所『ベンガル湾海洋境界画定事件』2012年3月14日判決 (3・完)』『西南学院大学法学論集』53巻4号 (2021年) 204-205頁脚注5を参照のこと。

8) 訳者注：勧告的意見主文(5)。また、後述71項参照。

74条3項と83条3項に基づく両国の義務は何か。その義務について、裁判管轄権はあるか。」

48. これらの質問に対し、口頭手続の第2ラウンドにおいて、2020年10月17日にモルディブの補佐人から、2020年10月19日にモーリシャスの補佐人から、回答があった。

49. 2020年10月16日付の当特別裁判部長宛て書簡で、モルディブ代理人から、口頭手続の第1ラウンドでのモーリシャス補佐人による陳述に関して、ITLOS規則71条に基づき追加書類の提出を許可してもらいたいとの要望が出された。同日に、モルディブ代理人が、当特別裁判部に対し、2019年8月27日、28日及び29日付の両当事国補佐人の間の3通の電子メールでの連絡の写しからなる追加書類を、提出した。同日に、裁判所書記は、2020年10月16日の上述の書簡と上述の追加書類をITLOS規則71条に基づきモーリシャス代理人に送付し、意見を求めた。2020年10月17日付の連絡文書で、モーリシャス共同代理人は、特別裁判部に対し、モーリシャスはモルディブのこの要望に反対しないことを、通知した。

50. 2020年10月17日付の書簡で、裁判所書記は、モルディブ代理人に対し、モルディブが提出した裁判書類を本件裁判の文書ファイルに含めること、及びモルディブは口頭手続の第2ラウンドでこれらの裁判書類に言及することができること、を通知した。この書簡の写しが、モーリシャス代理人に送付された。

51. 2020年10月19日付書簡で、モーリシャス代理人は、ITLOS規則71条4項に基づき、モルディブが作成した新たな裁判書類について意見を提出し、また、自国のその意見を支えるため裁判書類を提出した。この裁判書類は、前述49項で触れた3通の電子メールの写しと、2019年9月7日から13日にかけての両当事国の補佐人の間での電子メールのやり取りの写し、であった。2020年10月19日付の書簡で、裁判所書記は、モーリシャスの書簡とその附属書類をモルディブ代理人に送付すると共に、ITLOS規則71条4項に基づきこの書簡と附属書類は本件裁判の文書ファイルの一部を構成すること、及び、モーリシャスは口頭手続の第2ラウンドでこれらの書類に言及することができること、を示した。

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」(第28号事件)先決的抗弁判決(1)

52. 2020年10月19日付書簡で、モルディブ代理人は、2020年10月19日のモーリシャスの書簡と附属書類について意見を提出した。その書簡の写しが、モーリシャス代理人に送付された。

II. 両当事国の申立

53. モルディブは、その先決的抗弁書と反論書で、当特別裁判部に対して、次のことを判示し及び宣言するよう要請した。

「本件先決的抗弁書に記した理由で、特別裁判部は、モーリシャス共和国が付託した請求について管轄権を有しないこと。仮に特別裁判部が管轄権を有するとしても、本件先決的抗弁書に記した理由で、モーリシャス共和国が付託した請求は受理可能でないこと。」

54. モーリシャスは、その意見書で、当特別裁判部に対して、次のことを判示するよう要請した。

- a. モルディブが提起した本件先決的抗弁は、却下されること。
- b. 特別裁判部は、モーリシャスが提出した請求訴状を審理する管轄権を有すること。
- c. 特別裁判部が管轄権を行使するに当たり、妨げになるものはないこと。
- d. 特別裁判部は、モーリシャスとモルディブの間の海洋境界画定を開始すること。」

55. 両当事国は、ITLOS 規則75条2項に基づき、弁論における最後の陳述を終えるに当たり、次の最終申立を行った。

モルディブのために

「モルディブ共和国は、ITLOS 規則75条2項に基づき及び本件裁判の書面手続と口頭手続で示した理由で、特別裁判部に対し、同特別裁判部はモーリシャス共和国が特別裁判部に付託した請求について管轄権を有しないことを判示し及び宣言するよう、要請する。仮に特別裁判部が管轄権を有するとしても、モルディブ共和国は、本件裁判の書面手続と口頭手続で示し

た理由で、特別裁判部に対し、モーリシャス共和国が特別裁判部に付託した請求は受理可能でないことを判示し及び宣言するよう、要請する。」

モーリシャスのために

「モーリシャス共和国は、モルディブ共和国が提起した先決的抗弁に関する2020年2月17日付のモーリシャス意見書で記した理由で、及び2020年10月15日と19日の弁論の際にモーリシャスの口頭手続で述べた理由で、国際海洋法裁判所特別裁判部に対し、次のことを判示するよう、慎んで要請する。

- a. モルディブが提起した本件先決的抗弁は、却下されること。
- b. 特別裁判部は、モーリシャスが提出した請求訴状を審理する管轄権を有すること。
- c. 特別裁判部が管轄権を行使するに当たり、妨げになるものはないこと。
- d. 特別裁判部は、モーリシャスとモルディブの間の海洋境界画定を開始すること。」

Ⅲ. 事実の概要

56. モーリシャスとモルディブは、インド洋に位置する国である。両国とも、いくつかの島よりなる。モーリシャスによると、「モーリシャスの領土は、モーリシャス本島のほかに、特にチャゴス群島が含まれる。チャゴス群島は、モーリシャス本島の北東約2,200キロメートルの場所にある」。モーリシャスは、チャゴス群島は「モルディブから約517キロメートルの場所にある」、と述べる⁹⁾。

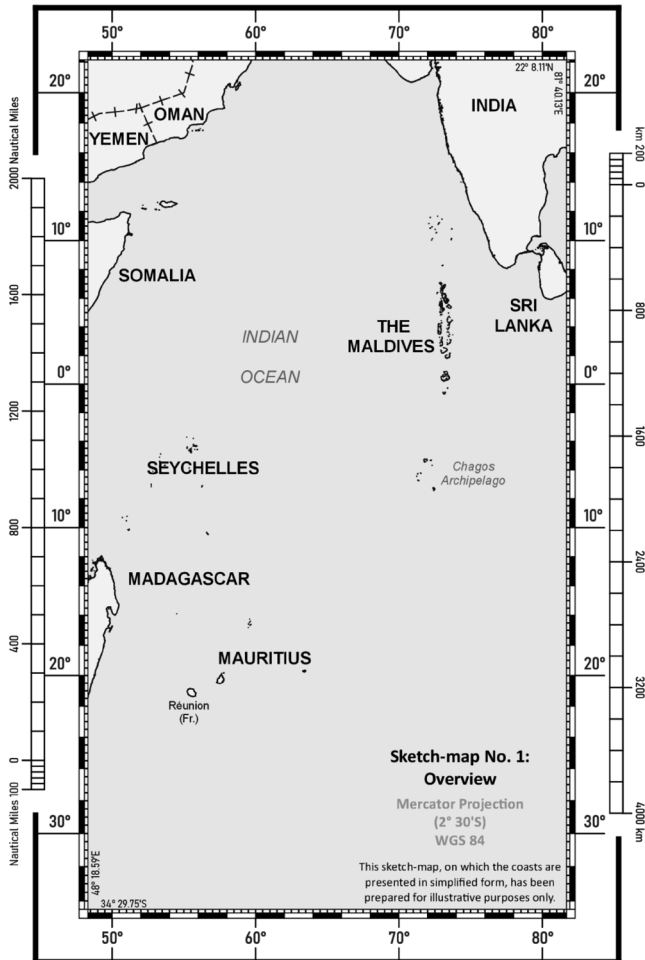
57. 1814年、フランスは、パリ条約により、モーリシャスとフランスの属領(dependencies)を、イギリスに割譲した。モーリシャスによると、1814年から1965年までの間、イギリスはチャゴス群島を「モーリシャス植民地の属領」として統治した(administered)¹⁰⁾。

58. 1965年9月、ロンドンで憲法会議(constitutional conference)が開催され、モーリシャス植民地とイギリスの代表者がこれに参加した。モーリシャス

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」(第28号事件)先決的抗弁判決(1)

の主張によると、この会議で、「イギリス政府は、モーリシャス大臣たちが〔チャゴス群島の〕分離に『同意すること』をモーリシャスの独立の条件とし、『両事項を一括受諾する』ことで両事項を関係づけた」のであって、また、イギリス首相は「〔モーリシャスの〕Ramgoolam 首相とその2人の大臣からチャゴス

- 9) 訳者注：参考として関係海域の位置関係を示すため、本案判決78項に付された概略地図1をここに再録する。



群島の分離について恐らくは不本意な『同意』を取り付けた」、という。モーリシャスによると、国際司法裁判所(ICJ)が、「モーリシャス人民が自国領の一部の分離に同意を与えたのかどうかの問題」を検討するに当たり、「この国際的な合意は、その一方の当事者でありイギリスに当該領土を割譲した(cede)とされるモーリシャスがイギリスの権力の下に置かれていた時に締結されたものであることに、触れないわけにはいかない」と判断した、という。

59. 1965年11月8日に、イギリスは「英領インド洋地域令(The British Indian Ocean Territory Order)」を制定して、この命令は、チャゴス群島といくつかの島は「合わせて別個の植民地を構成するものとし、これを英領インド洋地域と称することとする」、と規定した。1968年3月12日に、モーリシャスは独立国となった。イギリスは、引き続きチャゴス群島を統治した。

60. 1965年12月16日に、国連総会は、「モーリシャスの問題」に関する決議2066(XX)を採択した。この決議は、「施政国が軍事基地を設置するためにモーリシャス領土からいくつかの島を分離させるためにとった措置は、この宣言[=植民地独立付与宣言]に反することを、深く懸念し」た上で、「施政国は、モーリシャス領土を分割しその領土の一体性(territorial integrity)を侵害するような行動をとらないこと」を、要請した。

61. 他方、モルディブによると、1814年以降及び1965年に英領インド洋地域(以下「BIOT」とする。)が設置されて以降、「イギリスは一貫してチャゴス群島に対する主権を主張してきた」、という。モルディブは、「モーリシャスがチャゴス群島に対する主権を主張したのは、早くても1980年になってからである」、と述べる。

10) 記者注：本判決では、チャゴス群島に対するイギリスの administration という表現が頻繁に用いられるが、特に国連憲章は非自治地域に関してこの語に「施政」の語を用いている(73条以下)。厳密には、非自治地域に関しての administration とそれ以外の場合とでは法的意味が異なるため別の訳語を用いるべきであろうが、判決のこの部分からも明らかなように、判決は administration を非自治地域に関するものであるかどうかに関係なく事実としてのこの語を用いている。以下では、その前提で、明らかに非自治地域に限定しているものを除き、「統治」の訳語を用いることとする。

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（1）

62. 2001年6月19日付のモルディブ外務大臣宛ての書簡で、モーリシャスの外務地域協力大臣は、モーリシャスは「チャゴス群島周辺の大陸棚の境界画定作業に着手した」と述べ、モルディブに対し、「早い時期に予備的交渉を始めることに合意する」よう求めた。2001年7月18日付の外交的覚書で、モルディブ外務大臣は次のように返答した。

「モーリシャス政府はチャゴス群島に対し管轄権を行使していないので、モルディブ政府は、モルディブ政府とモーリシャス政府の間でモルディブとチャゴス群島間の境界画定について討議を開始することは不適當である、と考える。」

63. モーリシャスによると、2010年2月に、モルディブは、「モーリシャスとモルディブが、両国間の排他的経済水域の境界画定について討議を行う」よう、提案した。2010年3月2日のモルディブ外務大臣宛て書簡で、モーリシャスの外務地域統合国際貿易大臣は、「モーリシャスとモルディブが、両国間の排他的経済水域の境界画定について討議を行う」とするモルディブの提案に触れて、この提案を「モーリシャスの関係当局が前向きに検討している」と、付言した。

64. ところで、2010年4月1日に、イギリスは、チャゴス群島周辺に海洋保護区を設定することを、宣言した。2010年12月20日に、モーリシャスは、海洋法条約附属書Ⅶに基づき、イギリスに対して仲裁裁判手続を開始し、仲裁裁判所に、チャゴス群島に関して次のことを判示し及び宣言するよう、要請した、

〔1〕 イギリスは、海洋保護区その他の海洋区域を宣言する権利を持たない、なぜならイギリスは海洋法条約の特に2条、55条、56条及び75条の意味での『沿岸国』でないからである。

〔2〕 イギリスがチャゴス群島に関してモーリシャスに対して行った約束を考慮すると、イギリスは、海洋保護区その他の海洋区域を一方的に宣言する権利を持たない、なぜなら、モーリシャスが海洋法条約の特に56条1項(b)(iii)の意味での『沿岸国』としての権利を有するからである。

……

- (4) イギリスが意図している『海洋保護区』は、海洋法条約(特に2条、55条、56条、63条、64条、194条及び300条を含む。)と1995年の公海漁業実施協定7条に基づくイギリスの実体的義務と手続的義務に、合致しない。』

(モーリシャスとイギリスの間の海洋保護区に関する仲裁事件、2015年3月18日仲裁判断、*RIAA*, Vol. 31, p. 359, at pp. 440-441, para. 158)

65. 更に他方で、2010年7月26日に、モルディブは、海洋法条約76条8項に基づき、大陸棚限界委員会に大陸棚延長の要請を行った。2010年9月21日付のモルディブ外務大臣宛て外交的覚書で、モーリシャスの外務地域統合国際貿易省は、モーリシャス政府は「モーリシャスとモルディブの排他的経済水域の境界画定について、モルディブ政府との公式の対話を行うことに同意することができる」、と述べた。また、モーリシャスは、大陸棚限界委員会へのモルディブの大陸棚延長要請に留意しつつ、「排他的経済水域の境界画定のための対話はすべて、その要請に照らすと一層関連性を有する」、と述べた。

66. 2010年10月21日に、「モルディブ共和国とモーリシャス共和国の間の海洋境界画定及び大陸棚の延長に関する第1回会合」が、「大陸棚の延長による潜在的な重複を討議し、両国間の海洋境界画定に関する意見交換を行うため」に Malé¹¹⁾ で開催された。両国代表が署名した会合議事録によると、両国は、「海洋境界に関する今後の討議を促進するために、できるだけ早く、両国の基点の経緯度を互いに通知することに合意した」。モルディブによる大陸棚限界委員会への延長要請については、モルディブ代表は、「チャゴス地域におけるモーリシャスの排他的経済水域の経緯度が考慮されていなかった」とし、「これは、その延長要請への追補で修正することとする」、と述べた¹²⁾。

11) 訳者注：モルディブの首都。

12) 訳者注：ここの記述は、分りにくいが、後述の68項と合わせて、モルディブが延長要請した大陸棚の一部が、本当はモーリシャスの200カイリ水域と重複していた、という指摘である。この重複した大陸棚は、Oxman 特任裁判官の個別反対意見の巻末に付された地図が分かりやすい。この地図で、“Overlapping claim”と記された海域である。

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（1）

67. 2011年3月11日から13日に、モルディブ大統領はモーリシャスを国賓訪問した。2011年3月12日に、この訪問中に発せられた共同コミュニケは、モーリシャス首相とモルディブ大統領が、「チャゴス群島周辺の両国の大陸棚の延長により重複する海域について、二国間で調整することに合意した」、と記録した。

68. 2011年3月24日付の国連事務総長宛て外交的覚書で、モーリシャス国連常駐代表部は、大陸棚限界委員会へのモルディブの延長要請と両国間の2010年10月の会合に触れた上で、モルディブからは「現時点で国連事務総長に追補が提出されていない」ことを、通知した。この外交的覚書は、モーリシャスは「モルディブが要請する大陸棚の延長がモーリシャスの排他的経済水域を侵奪する限りにおいて、この延長要請に正式に抗議する」ことを、記した。

69. 2015年3月18日に、海洋法条約附属書VIIに基づき構成された仲裁裁判所は、海洋保護区に関する事件で仲裁判断（以下「チャゴス海洋保護区事件仲裁判断」とする。）を言い渡した。この仲裁裁判所は、その管轄権との関係で、「モーリシャスの第一の申立と第二の申立について、当裁判所は管轄権を持たない」、と認定した（モーリシャスとイギリスの間の海洋保護区に関する仲裁事件、2015年3月18日仲裁判断、*RIAA*, Vol. 31, p. 359, at p. 582, para. 547）。同仲裁裁判所はまた、海洋法条約288条1項と297条1項(c)に基づき、モーリシャスの第四の申立と、海洋保護区といくつかの海洋法条約規定との両立性について、審理する管轄権を有する、と認定した。本案との関連では、仲裁裁判所は、イギリスは、チャゴス群島周辺に海洋保護区を設定したため海洋法条約2条3項、56条2項及び194条4項の義務に違反した、と判示した。

70. 国連総会は、2017年6月22日の決議71/292で、ICJ 規程65条に基づき、以下の質問（questions）¹³⁾ について勧告的意見を与えるよう ICJ に要請することを、決定した。

13) 訳者注：ICJ 規程65条及び国連憲章96条の“question”の公定訳は「問題」であり、判決のこの部分も「問題」と訳してもおかしくない。ただ、本判決の以降の記述において、国連総会が ICJ に提出した“question”を「質問」と訳した方が文脈から分かりやすいと考え、訳語を統一するためここも「質問」と訳した。

〔a〕 モーリシャスの非植民地化の過程は、モーリシャスからチャゴス群島が分離された後モーリシャスが1968年に独立した時に、国際法（1960年12月14日の国連総会決議1514（XV）、1965年12月16日の国連総会決議2066（XX）、1966年12月20日の国連総会決議2232（XXI）及び1967年12月19日の国連総会決議2357（XXII）に反映されている義務を含む。）を考慮して、適法に完了したか。

〔b〕 イギリスがチャゴス群島を統治し続けていることから生じる国際法（上述の国連総会決議に反映されている義務を含む。）上の帰結（モーリシャスがチャゴス群島への自国民（特にチャゴス島出身者）の再定住計画を実施できないことに関する帰結を含む。）は何か。〕

71. ICJは、2019年2月25日に、「1965年のモーリシャスからのチャゴス群島の分離の法的帰結事件」について勧告的意見（以下「チャゴス事件勧告的意見」とする。）を言い渡した。チャゴス事件勧告的意見の主文は、以下である。

〔当裁判所は、

……

(3) 賛成13、反対1で、

国際法を考慮して、モーリシャスの非植民地化の過程は、チャゴス群島の分離の後に1968年にこの国が独立した時点では、適法に完了したとはいえない。

……

(4) 賛成13、反対1で、

イギリスは、チャゴス群島の統治を可及的速やかに終了する義務を負う。

……

(5) 賛成13、反対1で、

すべての国連加盟国は、モーリシャスの非植民地化を完了させるため、国連と協力する義務を負う。

……

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（1）

（1965年のモーリシャスからのチャゴス群島の分離の法的帰結事件、勧告的意見、*I.C.J. Reports 2019*, p. 95, at p. 140, para. 183）

72. このチャゴス事件勧告的意見を踏まえて、モーリシャス国連常駐代表部は、2019年3月7日付のモルディブ国連常駐代表部宛ての外交的覚書において、「2010年10月のMaléでモーリシャスとモルディブの間で開催された海洋境界画定に関する会合」に言及して、モルディブに対し、「モーリシャスにおいて4月の第2週に討議の第2ラウンドを行う」よう求めた。モルディブは、この覚書に回答しなかった。

73. 2019年4月30日のモーリシャス首相官邸コミュニケにおいて、「モーリシャス共和国が、チャゴス群島とその海域に関する主権及び主権的権利を適法に行使用する権利を有する唯一の国であることは、否定できない」ことが、記された。他方で、同日に、イギリスの欧州・米州担当大臣は、次のように述べた。

「我が国がチャゴス群島に対し主権を有することに、疑問の余地はない。チャゴス群島は、1814年以降継続してイギリスの主権下にある。モーリシャスがチャゴス群島に対し主権を有したことはなく、我が国はモーリシャスの主張を認めていない。しかし、我が国は、1965年以降長期の約束をしており、この約束は、防衛目的で必要がなくなったときにこの領土の主権をモーリシャスに移譲する（cede）、というものである。我が国は、その約束を守る。」

74. 2019年5月22日に、国連総会は、決議73/295「1965年のモーリシャスからのチャゴス群島の分離の法的帰結事件に関する国際司法裁判所の勧告的意見」を採択した。この決議において、国連総会は、特に次のことを記した。

「3. イギリスが、この決議の採択の時から6ヵ月以内に無条件でチャゴス群島の植民統治から撤退して、モーリシャスが可及的速やかに自国の領土の非植民地化を完了することができるようにすることを、要求する。

……

5. すべての国連加盟国が、モーリシャスの非植民地化の可及的速やかな完了を確保するため国連と協力すること、及び、国際司法裁判所の勧告

的意見とこの決議に従ってモーリシャスの非植民地化の過程の完了を妨げまたは遅延させるようないかなる行動も慎むこと、を要請する。」

75. この決議は、賛成116、反対6、棄権56、で採択された。モーリシャスは、この決議に賛成した。モルディブとイギリスは、反対した。

76. イギリス代表は、2019年5月22日に国選総会においてこの決議について意見を述べて、「イギリスが英領インド洋地域に対し主権を有することに、疑問の余地はない」のであり、「この英領インド洋地域は、1814年以降継続してイギリスの主権下にある」ことを、繰り返した。

77. イギリスは、上記総会決議3項に示された期間に、国連総会からの要求に関して何らの行動もとらなかった。

IV. 管轄権及び受理可能性についてのモルディブの先決的抗弁

78. モーリシャスとモルディブは、いずれも国連海洋法条約の締約国である。モーリシャスは1994年11月4日に同条約を批准し、モルディブは2000年9月7日に同条約を批准した。モーリシャスは、その請求通告書で、条約附属書VIIに基づき構成される仲裁裁判所の管轄権を根拠づけるため、条約286条及び288条1項に依拠した。本判決2項で述べたように、両当事国は、特別協定で、国際海洋法裁判所の特別裁判部に両国の紛争を移付することに合意した。

79. モルディブは、当特別裁判部の管轄権とモーリシャスの請求の受理可能性について、5の先決的抗弁を提起した。モルディブの第一の先決的抗弁は、イギリスは本件裁判手続の不可欠当事者 (indispensable third party)¹⁴⁾ であるが、イギリスは本件裁判手続の当事国でないから、特別裁判部は本件紛争について管轄権を持たない、とするものである。第二の先決的抗弁は、特別裁判部はチャゴス群島に対する主権問題を判断する管轄権を持たない、とするものである。もし特別裁判部が本件裁判でモーリシャスの請求を判断するとすると、

14) 訳者注：判決文では“indispensable party”の語も用いられている（仏語も同じ）が、これも「不可欠当事者」と訳した。

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」(第28号事件)先決的抗弁判決(1)

必然的に主権問題を判断することになる。モルディブの第三の先決的抗弁は、モーリシャスとモルディブは海洋法条約74条と83条の定める交渉を行っていないし意味ある内容で交渉をしてもいないから、特別裁判部は管轄権を持たない、とするものである。モルディブの第四の先決的抗弁は、海洋境界線に関してモーリシャスとモルディブの間に紛争はないしありえない、とするものである。紛争がないので、特別裁判部は管轄権を持たない。最後の第五の先決的抗弁は、モーリシャスの請求は手続きの濫用を構成し、したがって先決的抗弁の段階でその請求は受理可能でないとして却下されるべきである、とするものである。

80. 以下、モルディブが提起したこれらの先決的抗弁について順に検討する。

V. 第一の先決的抗弁：不可欠当事者

81. モルディブの第一の先決的抗弁は、「不可欠当事者であるイギリスが、本件裁判手続において欠席しておりまたこの裁判手続の当事国となることに同意していないから」、特別裁判部は管轄権を有さない、とするものである。

82. モルディブは、十分に確立した通貨用金塊原則 (Monetary Gold principle) に基づき、「裁判所は、不可欠当事者が欠席するときは管轄権を行使することができない」、と主張する。モルディブは、ICJ と ITLOS が判示したことに言及して、通貨用金塊原則に基づき、(1) 裁判所が当該裁判手続の当事国でない国の行動の有効性またはそのような国の法的地位を審理しない限り裁判当事国の間の紛争について判決を与えることができない場合、その非当事国は「不可欠当事者」である、(2) 国際裁判所は不可欠当事者が欠席するときは管轄権を行使することができない、と主張した。

83. モルディブは、通貨用金塊原則が本件裁判に完全に適用されるから、特別裁判部は管轄権を行使することができない、と主張する。モルディブによると、モーリシャスとイギリスの間でチャゴス群島に対する主権紛争が長期間未解決のままで存在する。そのため、特別裁判部がモーリシャスの境界画定請求

を審理するためには、これらの国の主権の請求について判示することが必然的に求められる。言い換えると、本件裁判において特別裁判部の判決の主題(subject matter of the ... decision)¹⁵⁾は、イギリスがチャゴス群島の主権者であるかどうかの判断を必然的に伴うことになる。しかしながら、モルディブの見解では、特別裁判部はイギリスの同意なくそのような判断を行うことができない、という。

84. この点に関して、モルディブは、本件裁判における法的状況は東チモール事件¹⁶⁾に酷似する、という。モルディブが指摘するところによると、東チモー

15) 訳者注：この“subject matter the decision”の語は、この判決において頻繁に用いられているが、これをどう訳すかはかなり難しい。

この“subject matter”(“subject-matter”、“subject”を含む。仏語ではいずれも“objet”)は、裁判手続の文脈では、ITLOS 規程22条「(この条約の)対象となる事項」、同24条1項及び附属書Ⅶの10条「(紛争の)対象となっている事項」(いずれも公定訳)のほか、ITLOS 規則では、反訴に関して98条1項・3項、第三国の訴訟参加に関して103条3項及び104条1項・2項、その他54条1項、55条2項、117条(f)、120条1項(b)など多くの規定で見られる。

ICJでもこれらに対応する規定において、「(紛争の)主題」(ICJ 規程40条1項、ICJ 規則38条1項、39条2項、87条2項)、反訴に関してICJ 規則80条1項、第三国の訴訟参加に関して85条3項、86条1項・2項に、これらの語が用いられている。なお、ITLOS 文書とICJ 文書とでは、公定訳が異なる(佐古田彰「【資料】国際海洋法裁判所『ルイザ号事件』2013年5月28日判決」『西南学院大学法学論集』53巻2・3号(2021年)296頁脚注4を参照)。

さて、本判決の“subject matter of the decision”であるが、この“decision”まで含めた語は、ITLOS 規程・規則にもICJ 規程・規則にも見られない(ICJ 判決で用いられることはある(本判決84項参照))。他方で、本判決の仏語テキストでは、この83項は用語としての“subject matter”に相当する語がなく、直訳すると、「当特別裁判部の décision は、必然的に……を判断することを objet とすることになる (aurait ...pour objet de déterminer) という表現になっている。しかし更に他方で、英語表現に相当する語である“objet de la décision”が用いられる箇所もいくつかあり(89項、92項)、統一されていない。

この“decision”の語も文脈により意味が変わりうる。本判決では、同じ文で、裁判・裁判手続(proceedings)、判断(determination)の語が用いられており、これらの語と区別されるものとして、また意味内容としても、ここでは「判決」と訳すのが最も近いと思われる。

このように、判決文の仏語テキストで必ずしもこの語が統一的に用いられていないこと、ITLOS 文書とICJ 文書の公定訳が異なること、しかし“decision”まで含めた語はこれらの文書では用いられていないこと、及び訳語の分かりやすさ、を考慮して、本翻訳では、この不可欠当事者の文脈での用語として「判決の主題」と訳すこととした。

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（1）

ル事件で、ICJは、判決の主題は、必然的に、その裁判手続の当事国でないインドネシアが「大陸棚の資源に関して東チモールのために条約を締結する権限を有しえたかどうか」の判断そのものであるとし、「インドネシアの同意なくそのような判断をすることはできない」と結論づけた、という。

85. モルディブは、モーリシャスの主張「チャゴス事件勧告的意見はすでにイギリスはチャゴス群島に対し主権的権利を持たないと判断しており、したがって特別裁判部はイギリスの主権または主権的権利の請求が存在する見込みがない（not plausible）と考えるべきである」について、「特別裁判部は、イギリスとモーリシャスの間の主権紛争は存在しており事実として未解決のままであることを、認識するべきである」、と主張する。

86. モルディブによると、イギリスは、この勧告的意見とその後の国連総会決議73／295があるにも関わらず、「チャゴスに対する請求を維持しており、英領インド洋地域として統治し続けている」。モルディブは、モーリシャスはこの事実を認識しているし、モーリシャスは「ICJ勧告的意見が『チャゴス群島はモーリシャスの一部であるしこれまでも常にそうであったことを、明らかにした』という見解を繰り返している」、と主張する。つまりは、モルディブの見るところ、チャゴス群島に対する主権の問題がモーリシャスとイギリスの間で争われ続けていることは、明らかである。

87. また、モルディブは、「モーリシャスの現在の請求」もまた、特別裁判部に次のことについて判示するよう求めている、と主張する。

「(a) ICJは主権紛争について意見を与えたかどうか、(b) その意見はイギリスを拘束するかどうか、(c) ICJが勧告した義務「つまりイギリスはチャゴス群島の統治を終了しなければならない」は、モーリシャスは『沿岸国』の権利を行使することができ、イギリスの統治が事実上終了する前にモルディブと海洋境界画定を行うことができることを、意味するかどうか、及

16) 訳者注：判決文では両国がこの事件に何度か言及したことが述べられているが、特別裁判部の見解においてはこの事件に触れず判決出典が記されていない。ここで、判決出典のみ記しておく。東チモール事件（ポルトガル対オーストラリア）、判決、*I.C.J. Reports 1995*, p. 90.

び、(d) チャゴス事件勧告的意見は、チャゴス海洋保護区事件仲裁判断を覆したのかどうか、またその仲裁判断はもはやイギリスとモーリシャスの間で既判力 (*res judicata effect*)¹⁷⁾ を持たないことになるかどうか。」

88. モルディブは、通貨用金塊原則が非植民地化の文脈で適用されるかどうかについて、東チモール事件判決に関して、次のように主張する。

「この原則が、対世的義務に明らかに違反して行われた非自治地域への侵略や併合の場合ですら等しく適用されることに、疑いの余地がない。非植民地化の文脈は、単純に無関係である。イギリスが正しいか間違っているかは、関係がない。管轄権についてのイギリスの同意は、避けることができない。」

89. そして、モルディブは次のように結論づけた。本件裁判手続におけるモーリシャスの海洋請求についての判決は、必然的に、特別裁判部がイギリスの法的利益について判示することを求めることになる。イギリスのこの利益は、本件裁判の判決から影響を受けることになるだけでなく、そもそもこの判決の主題を構成している。イギリスは本件裁判を欠席しているのであるから、モルディブは、特別裁判部は管轄権を否定すべきである。

90. これに対し、モーリシャスは、「通貨用金塊原則が『国際裁判手続において十分に確立した手続規則』であることを争わない」としつつ、「この原則は、本件裁判には適用されない」、と主張する。モーリシャスは、「通貨用金塊原則は、第三国が権利を持たない状況では適用の余地はない」、という。

91. モーリシャスによると、イギリスは本件裁判において不可欠当事者では全くない、という。モーリシャスは、イギリスは利害関係国 (*interested party*) ですらない、なぜなら「イギリスはチャゴス群島に法的利益を有しておらず、したがって、本件裁判の目的である海洋境界画定がなされモルディブからチャゴス群島が切り離されても、イギリスは何ら影響を受けることはない」からである、という。

17) 訳者注：判決文では“effect”の語があるものとないものがあるが、いずれも「既判力」と訳した。

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（1）

92. モーリシャスは、「管轄権行使を否定するための障碍は、非常に高い」とした上で、1943年にローマから移送された通貨用金塊に関する事件においてICJが「本件裁判において、アルバニアの法的利益は、本件判決により影響を受けるだけでなく、その判決の主題を構成することになる」と認定したことに、言及する。モーリシャスによると、特別裁判部は、その判決の主題を構成するようなイギリスの権利義務を事前に判断することは求められていない、なぜなら「その判断はすでにICJが行ったからである」、と主張する。

93. モーリシャスによると、「本件裁判の主題は、島に接続する海域の境界画定であるが、イギリスは、ICJが明らかにしたように、その島と海域に対する主権ないし主権的権利の請求の見込みを持たない（no plausible claim）」、という。モーリシャスは、イギリスは本件裁判手続の不可欠当事者ではない、なぜなら、ICJが判断したように、「イギリスはチャゴス群島のいずれの一部についても主権ないし主権的権利を持たない」からである、と主張する。

94. モーリシャスによると、イギリスはモーリシャスの領土のいずれの一部についても主権、主権的権利その他の実体的権利を持たないから、「イギリスはモーリシャスとモルディブの間の海洋境界画定から影響を受けるような権利を持たない」、という。

95. 東チモール事件に関して、モーリシャスは、ICJは、政治的機関の決議それだけではインドネシアの行動の適法性についての紛争を解決するものとして扱うことができなかつたし、それだけを根拠としてインドネシアが欠席している状況でインドネシアの権利を審理することもできなかつた、と主張する。それとは異なり、「本件裁判では、ICJが（一般に認められている通り）権威ある正しい司法判断を行っており、モーリシャスの領土の不可分の一部であるチャゴス群島の法的地位を、直接に扱い解決している」、という。

96. モーリシャスは、ICJが勧告的意見を言い渡した後もイギリスがチャゴス群島の主権を請求していることについて、「勧告的意見に反して、イギリスはチャゴス群島に対し主権を有していることに『疑問の余地はない』と偽った主張をしているが、モルディブはそのようなイギリスの主張の陰に身を隠すこ

とはできない」、という。そして、モーリシャスは、このような見解は、「この問題についてのICJの権威ある法的判断よりも、強情な国の挑発的な政治的言明」を重視するものである、と述べた。

* * *

97. さて、国際海洋法裁判所が、ノースター号事件において、通貨用金塊原則は「国際裁判手続における確立した手続規則である」(ノースター号事件(パナマ対イタリア)、先決的抗弁、判決、*ITLOS Reports 2016*, p. 44, at p. 84, para. 172)と述べたことが、想起される。これに関して、本件裁判の両当事国は、通貨用金塊原則の効果について同じ見解を示している。両国はまた、モーリシャスの請求が認められるのは、当特別裁判部がモーリシャス(イギリスではなく)がチャゴス群島に対し主権を有している場合のみであることに、同意している。

98. しかし、両当事国は、イギリスが本件裁判の不可欠当事者であるかどうかについて、意見が異なる。モルディブは、イギリスは不可欠当事者である、なぜならチャゴス群島に対するイギリスとモーリシャスの間の主権紛争が現在も存在しているから、と主張するのに対し、モーリシャスは、イギリスは不可欠当事者ではない、なぜならICJがすでにイギリスはチャゴス群島のいずれの部分に関しても主権あるいは主権的権利を持たないと判断しているから、と主張する。両国の意見の不一致は、要するに、チャゴス群島に対するモーリシャスとイギリスの間の主権紛争が現在存在しているのかそれとも解決されたのかについての問題に、集約される。

99. したがって、もしチャゴス群島についての主権紛争が存在するなら、イギリスは不可欠当事者とみなされる可能性があり、通貨用金塊原則のために当特別裁判部が管轄権を行使することが妨げられることになる。その反対に、もし当該主権紛争がモーリシャスに有利な形で解決されているなら、イギリスは不可欠当事者とみなされることはなく、通貨用金塊原則は適用されないことになる。

100. 当特別裁判部が後に検討するように、モルディブが提起した第二の先

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（1）

決的抗弁の中核的争点もまた、チャゴス群島の法的地位に関係している。したがって、この争点は、第一の先決的抗弁と第二の先決的抗弁の両方の中心的争点である。両当事国は、これら2つの先決的抗弁についての自国の主張は「中核的前提」に依拠していることを、認識している。その前提とはつまり、モルディブにとっては、モーリシャスとイギリスの間の主権紛争は未解決のままであるのに対し、モーリシャスにとっては、主権問題は自国に有利な形で解決されている、ということである。また、口頭手続において、両当事国は第一の先決的抗弁と第二の先決的抗弁を結び付けて主張を行った。とすると、当特別裁判部は、チャゴス群島の法的地位に関しては、これら2つの先決的抗弁を合わせて検討することが適当である、と考える。したがって、当特別裁判部は、先にモルディブの第二の先決的抗弁を取り上げてから、これら2つの先決的抗弁に共通する主要争点を検討することとする。その後、モルディブの第一の先決的抗弁と第二の先決的抗弁についての認定を述べることとする。

(未完)

(2023年12月26日稿)

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究（A）「国際組織を通じた海洋法秩序の展開」（JSPS 科研費19H00567）による成果の一部である。